

ミャンマーにおける新たな商標出願 制度の概要



秋山国際特許商標事務所
(元ジェトロ・バンコク事務所)

石川勇介
(弁理士)

石川氏は、大手医療機器メーカーの研究・開発部門勤務後、弁理士資格を取得して秋山国際特許商標事務所に入所。その後、弁理士会を通じて日本貿易振興機構（ジェトロ）に2年出向し、ジェトロ・バンコク事務所に駐在。主に東南アジアでの知財制度に関する情報の調査・広報、日本企業の模倣品対策を中心とする知財活動の支援を行う。2018年4月より帰国し、同事務所にて勤務。

【概要】

ミャンマーにおいて、2023年4月に施行された商標法に基づく商標登録出願の手続きは、主に出願、方式と絶対的拒絶理由に関する第1の審査、公開、異議申立があれば相対的拒絶理由を含む実体審査を行う第2の審査、登録（拒絶）の手順で進められる。商標権の権利期間は出願日から10年であり、10年毎に何度でも更新することができる。

【詳細及び留意点】

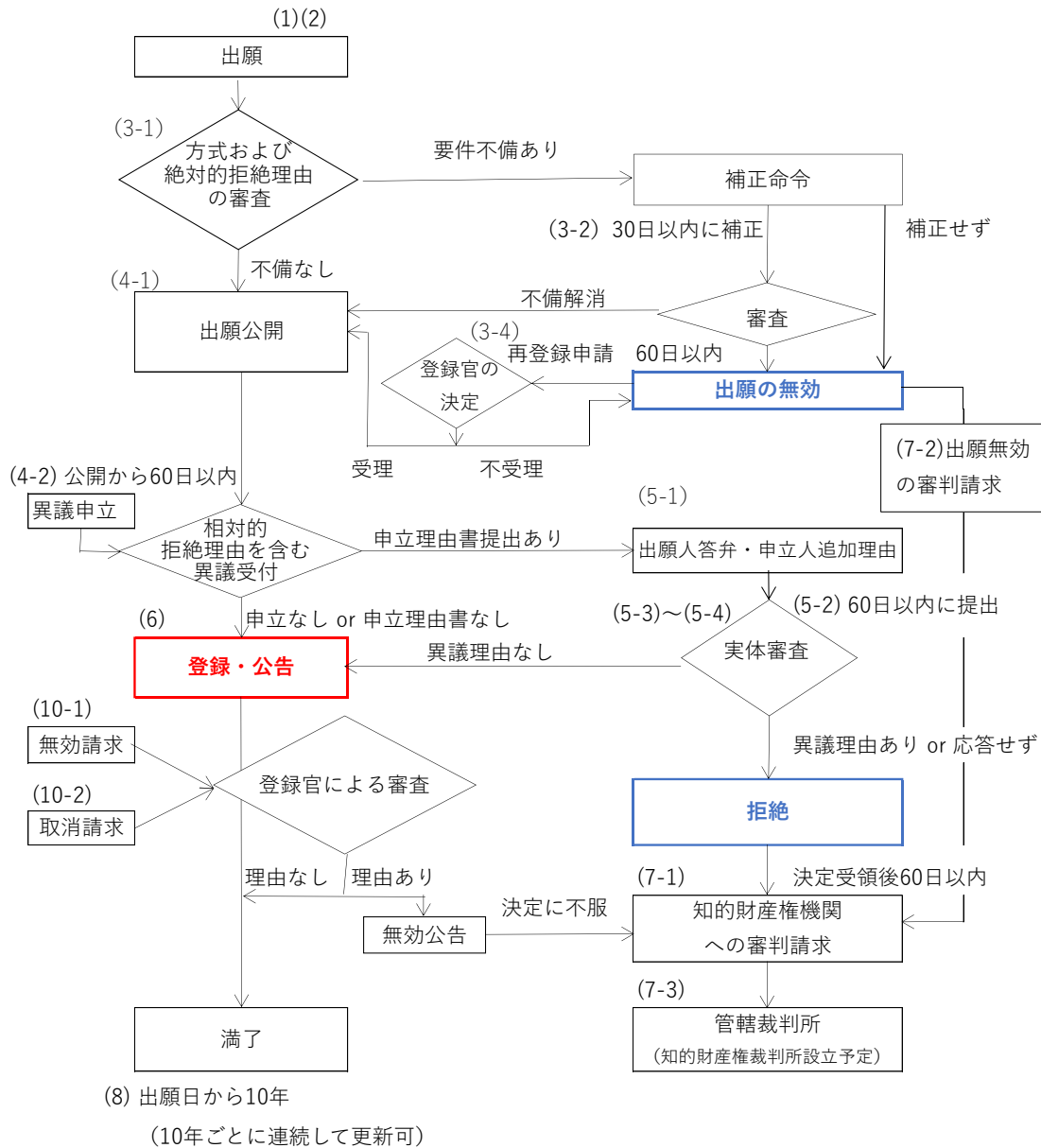
【詳細】

これまで、ミャンマーには商標法が存在せず、商標所有宣誓書を登記し、新聞広告することが慣習となっていた。一方、ミャンマーでは、知的財産法の整備が着実に進められており、2023年に商標法、意匠法そして著作権法が施行され、2024年5月に特許法が施行された。そして、2023年4月より商標出願、2024年2月より意匠出願、2024年10月末より特許出願の受付を開始した。商標出願においては、出願受付、審査そして出願公開へと手続のプロセスが進んでおり、2024年12月1日に初めての商標登録証の発行がなされた。

本稿では、商標法、商標登録規則（以下「規則」という。）の内容、および知的財産権を所管するミャンマー知的財産局やミャンマーの法律事務所等から得られた情報に基づいて、商標出願制度の概要を解説する。

ミャンマーにおける商標出願手続の流れに関し、下記にフローチャートを示す。チャート中におけるカッコ付き数字は、後述する記載の項目番号に対応する。

商標の出願手続フローチャート ※筆者作成



1. 商標登録の出願

1-1. 出願は、ミャンマー語または英語によって行うことができる。一方で、登録官は、両言語のうちの他方の言語への翻訳を要求することができる。出願人は、提出する翻訳書類が正しい旨を署名しなければならない（商標法第 16 条）。なお、登録官による他方の言語への翻訳要求として、例えば指定商品、役務の記載が想定されるところ、外国の出願人がミャンマー語を理解できるとは想定できない。そのため、実務上は代理人が翻訳を行い、その翻訳に対し認証を使った署名をすること

になると思われる（2024 年 12 月時点では出願人が署名する旨が同法第 16 条で規定されている。）。

1-2. 出願人が、所定の料金を納付し、出願に必要な書類（登録の申請、出願人の氏名および住所、代理人の氏名および住所、明確かつ完全な標章の記載、国際分類（ニース国際分類）によって分類された指定商品または指定役務）を提出することで、出願日が認定される（商標法第 17 条および第 18 条、規則第 3 条および第 4 条）。

2. 優先権および優先使用权について

2-1. パリ条約に基づく優先権主張および博覧会出品に基づく優先権主張が認められる（商標法第 19 条(b)、第 31 条および第 32 条）。

2-2. 本法の施行前に有効であった登記法に基づいて登録された標章の権利者、またはミャンマー市場にて実際に使用されている未登録標章の権利者は、標章登録の権利を保全したい場合、本法に従って登録申請を行うことで優先使用权を享受する（商標法第 93 条 (a) および(b)、規則第 12 条）。優先使用权を享受する商標権者は、その商標に基づき使用する商品または役務についての商標登録出願が正式に受理された日から 5 年の期間中に、優先使用に基づき、他の商標出願（後願）に対する異議申立を行う権利を有する（規則第 13 条、商標法第 26 条）。

3. 第 1 の審査：方式および絶対的拒絶理由の審査

3-1. 審査官は、出願に対し、方式要件を満たしているか、他人と識別可能な可視的標識であるか（商標法第 2 条）、絶対的拒絶理由（識別力無し、公序良俗違反等、商標法第 13 条）に該当しないかを審査する。審査官は、当該出願が方式要件に違反している、または絶対的拒絶理由に該当すると判断した場合には、出願人に対して要件の不備がある旨の補正命令を通知する。

3-2. 出願人は、所定の料金を納付することで、誤記の補正、指定商品または指定役務の減縮をすることができる（商標法第 21 条）。

3-3. 補正命令の受領後 30 日以内に、出願人が補正および必要な手続を怠った場合には、当該出願は無効とされる（商標法第 23 条）。

3-4. 出願人は、出願の無効から 60 日以内であれば再登録申請することができ、登録官は受理・不受理（出願の無効）を決定する（商標法第 24 条）。

4. 公開および異議申立

4-1. 商標登録の出願は、方式および絶対的拒絶理由等の審査または再登録申請の受理を経て、公開される（商標法第 25 条(b)）。

4-2. 何人も、商標登録の出願に対し、絶対的、相対的拒絶理由に基づいて異議申立することができ、その場合には、当該出願の公開後 60 日以内に当該異議申立書を 2 部提出しなければならない（商標法第 26 条、規則第 43 条から第 47 条）。

5. 第 2 の審査：異議申立があれば相対的拒絶理由を含む実体審査

5-1. 異議申立があった場合、登録官は、異議申立書を受理するか否か決定し、その結果を異議申立人に通知するとともに、受領された場合、反論の機会を与えるため、出願人に対し異議申立書を通知する（商標法第 27 条、規則第 49 条(a)）。

5-2. 出願人が更なる追加の証拠を必要とする場合、通知日から 60 日以内に異議申立人に請求しなければならない。追加証拠の請求が無ければ、通知日から 60 日以内に答弁書とその理由となる必要な証拠を提出し、異議申立人から追加の証拠の提示があれば、提示から 30 日以内に答弁書等を提出する。答弁書は、異議申立人にも通知する（規則第 49 条(c)、(d)および(e)）。

5-3. 登録官は、異議申立書、出願人の答弁書等に基づき、絶対的および相対的拒絶理由の内容について実体審査する（商標法第 28 条）。

5-4. 相対的拒絶理由の内容としては、①他人により先に出願または登録された商標と同一または類似の商標を同一または類似の商品・サービスに使用することで、第三者を誤認させるおそれがある場合、②善意ではなく商標登録の出願をする場合、③周知商標と同一または類似の商標を同一または類似の商品・サービスに使用することで、第三者を誤認させるおそれがある場合等が規定されている（商標法第 14 条）。

6. 登録および証明書発行

6-1. 登録官は、出願に対して期限内に異議申立がない場合には、商標の登録を許可することができる。また、異議申立があり、その実体審査により異議理由なしとした場合、当該商標の登録を許可する（商標法第28条(a)および(b)）。

6-2. 登録官は、登録の許可または拒絶を登録簿に記録し、出願人にその旨を通知する。商標を登録する場合には、商標の登録証明書を発行する（商標法第28条(c)および(d)）。

7. 審判請求

7-1. 実体審査ならびに後述する無効請求について、登録官が下す決定に不服のある者は、決定から60日以内に知的財産権機関（商標法第2条(e)、同第6条(a)、以下「機関」という。）に対して審判請求することができる（商標法第65条）。

7-2. 再登録申請の不受理決定についても、審判請求することができる。この審判請求中は出願無効の決定が停止され、決定が覆れば、出願は異議申立を受け付けるため公開される（商標法第24条(b)）。

7-3. 機関の決定に不服がある場合には、決定の通知から90日以内に最高裁判所によって管轄を付与された裁判所（将来的には知的財産権裁判所が設立予定）に対して上訴することができる（商標法第66条）。

8. 商標権の権利期間および更新

8-1. 商標の権利期間は、出願の日から10年で、10年ごとに所定の料金を納付の上で何度でも権利を更新することができる（商標法第34条）。

8-2. 更新は、有効期限の6か月前から更新出願が可能であり、有効期限終了後6か月以内であれば、延滞金が付加されるが更新出願は可能である（規則第62条および第63条(e)）。

9. 商標権の移転およびライセンス

9-1. 商標権の所有者は、第三者に対し商標権の一部または全部を移転またはライセンスすることができる（商標法第38条、規則第66条および第72条）。

9-2. 移転において、機関は書式等を審査し、一部移転の際には商品・サービスの重複がないことも審査する（規則第 67 条から第 69 条）。

9-3. ライセンスにおいては、両当事者の署名がある契約書が求められ、当該契約書にライセンス期間がなければ、無効とされる（規則第 74 条および第 75 条(b)）。

9-4. 移転およびライセンスは、登録官に申請を提出しない限り、効力を有しない（商標法第 44 条および第 49 条）。

10. 無効および取消

10-1. 登録商標に対し絶対的、相対的拒絶理由が存在する具体的な証拠がある場合、または商標の定義を満たさない具体的な証拠がある場合、利害関係人はいつでも登録官に登録の無効を請求できる。ただし、詐欺的に登録された場合を除く相対的拒絶理由に基づく無効請求は、登録日から 5 年経過後は請求することができない（商標法第 50 条）。

10-2. 登録商標が、①登録日（=出願日）から 3 年以内に正当な理由なく使用されていない場合、②登録商標が正当な理由なく 3 年継続して使用されていない場合、③登録商標が普通名称化、慣用名称化した場合等には、利害関係人からの請求があれば、登録官は審査した上で登録の取消を宣言しなければならない（商標法第 51 条(a)および(b)）。

10-3. 審査の上で使用の証拠が必要な場合には、商標権の所有者がその立証の責任を有する（商標法第 51 条(c)）。

【留意点】

・非伝統的商標の中でも、立体商標および複数の色彩の組合せのみからなる商標については、保護対象として認められている（規則第 8 条）。

・商標に使用されている文字が平仮名、漢字など、ビルマ語または英語以外の文字の場合には、「商標の説明」に文字の称呼を記載するが、観念（意味）は記載する必要はない（規則第 9 条）。

【ソース】

・商標法 No.3, 2019

(ミャンマー語、英語)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/20212>

(日本語)

https://www.jica.go.jp/Resource/project/myanmar/028/materials/ku57pq00003sxp7-att/trademark_jp.pdf

・商標登録規則 (2023.03.31 公布)

(ミャンマー語)

<https://www.wipo.int/wipolex/en/legislation/details/21870>

(日本語)

https://www.jetro.go.jp/ext_images/world/asia/mm/ip/pdf/laws_230331.pdf

(編集協力：日本国際知的財産保護協会)